

社長のための勉強

令和6年1月15日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

新 NISA が開始されました

今年1月1日から新 NISA 制度が開始されました。NISA は 18 歳以上の居住者が金融機関に開設している非課税口座で取得した上場株式等について、その配当や売却益が非課税となる制度です。

既に、旧 NISA 制度で「つみたて NISA」又は「一般 NISA」の口座を開設されている場合、新たな手続きをせずに「つみたて投資枠」及び「成長投資枠」が自動で設定され新 NISA を利用することができます。

新たに NISA 口座を開設する場合は、金融機関に非課税口座を開設することで、「つみたて投資枠」及び「成長投資枠」が設定されます。

新 NISA では、その年に投資できる上限額が定められており、「つみたて投資枠」で 120 万円、「成長投資枠」で 240 万円となります。ただし、非課税保有限度額（1,800 万円又は 1,200 万円）を超えて投資することはできません。

旧 NISA で運用していた株式等は、新 NISA へは移管できず別枠で管理されます。旧 NISA の非課税保有期間が終了するときは、「課税口座に移管する」「売却する」のどちらからを選択することになります。

種類	新NISA	
	つみたて投資枠 旧：つみたてNISA	成長投資枠 旧：一般NISA
年間投資枠	120万円	240万円
非課税保有期間	無期限	無期限
非課税保有限度額	1,800万円 簿価残高方式で管理 (枠の再利用が可能)	
	1,200万円 (内数)	

郵送ではなく e-mail での配信を希望される方にご連絡ください